

中野区ユニバーサルデザイン推進計画の考え方について

中野区ユニバーサルデザイン推進条例第7条に基づき策定する中野区ユニバーサルデザイン推進計画について、以下のとおり考え方をまとめたので報告する。

1 計画の目的

ユニバーサルデザインを推進するための目標（将来像）や区が将来にわたり取り組んでいく施策の方向及び主な取組を明らかにすることにより、全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己実現できる環境を段階的・継続的に整備する。

2 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とし、概ね5年後、または、区を取り巻く地域社会の状況等が大きく変化した場合には必要に応じて改定する。

3 計画の概要

中野区ユニバーサルデザイン推進条例第3条に定める3つの基本理念を踏まえ、目指すべき将来像（目標）及びその実現に向けた施策の方向・主な取組を示すとともに、成果指標を明らかにする。

※別紙「中野区ユニバーサルデザイン推進計画 骨子」を参照。

4 計画の推進

- (1) 計画に基づく施策について、継続的に評価・点検を行い、その結果を施策に反映させ、施策の持続的な改善・向上（スパイラルアップ）を図りながら推進する。施策の評価・点検の結果については、区民に公表する。
- (2) 計画の改定にあたって、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会に諮問する。

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年	9月	計画（素案）決定
	10月	区民意見交換会の実施
	12月	計画（案）決定 パブリック・コメント手続の実施
平成31年	1月	計画の決定

中野区ユニバーサルデザイン推進計画 骨子

